

1 つ の 魔 法 重 要 事 項 説 明 書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 モネ
代表者氏名	代表取締役 小村 朋之
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市西成区岸里二丁目 11 番 2 号 TEL:06-7504-9292 FAX:06-7504-9292
法人設立年月日	平成 24 年 10 月 5 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	1 つの魔法
介護保険指定 事業所番号	2776502631
事業所所在地	大阪府堺市北区金岡町 707 番地
連絡先 相談担当者名	TEL:072-220-0444 FAX:072-220-2267 管理者 深井 鈴世
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪府堺市、大阪市住之江区、大阪市住吉区、大阪市西成区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社モネが設置する 1 つの魔法（以下「事業所」という。）において実施する指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕事業（以下「事業」という。）は、利用者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能の維持又は改善及び利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とする。
運営の方針	事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、目標を設定し計画的に行うものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、サービスを提供する関係者、及び関係機関との連携に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
営 業 時 間	午前9時から午後6時までとする。

(4) 事業所の職員体制

管理者	深井 鈴世
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
福祉用具専門相談員	1 特定福祉用具販売計画〔特定介護予防福祉用具販売計画〕を作成し、利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得たうえで、特定福祉用具販売計画〔特定介護予防福祉用具販売計画〕を交付します。指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の利用があるときは、福祉用具貸与計画〔指定介護予防福祉用具貸与計画〕と一体のものとして作成します。 2 福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じます。 3 目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の販売に係る同意を得ます。 4 販売する特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。 5 利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の調整を行うとともに、当該特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕を使用していただきながら使用方法の指導を行います。 6 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じます。	常勤2名以上 非常勤 0 名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 0 名 非常勤 1 名

3 提供するサービスの内容と費用について

- (1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画〔特定介護予防福祉用具販売計画〕を作成します。

(2) 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の種目、品名

販売価格については別途カタログにて記載しています。

種 目	品 名
①腰掛便座	ア)和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの イ)洋式便器の上に置いて高さを補うもの ウ)電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの
②自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便が自動的に吸引されるものであって居宅要介護者又はその介護を行うものが容易に交換・使用できるもの
③排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知して、排泄の機会を通知するもの（専用ジェルなど装着時の消耗品や専用シートなどの関連品は除く。）
④入浴補助用具	入浴に際して座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 1) 入浴用いす 2) 浴槽用手すり 3) 浴槽内いす 4) 入浴台 5) 浴室内すのこ 6) 浴槽内すのこ 7) 入浴ベルト
⑤簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって取水又は排水のための工事を伴わないもの
⑥移動用リフトのつり具の部分	移動用リフトのうち、実際に利用者の体を包んで支え人体に接する吊り具の部分
⑦ 貸与販売選択制 該当品目	1) 固定用スロープの一部 2) 歩行器の一部 3) 単点杖の一部 4) 多点杖の一部

※⑦貸与販売選択制福祉用具は、2024 年 4 月現在、介護保険法第八条十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具に限ります。医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士および介護支援専門員等、関係者の意見および利用者の身体状況等を踏まえ提案を行います。また、販売後 6 カ月以内に一度、モニタリングを行います。

(3) 福祉用具専門相談員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

※特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、請求書に記載されている料金によるものとし、介護保険で定められた負担割合の額となります。購入費と利用者負担金の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限額は、毎年 4 月 1 日～3 月 31 日の 12 ヶ月間で 10 万円までとなっており、超過分の購入費については全額（10割）ご負担いただきます。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費は徴収しないものとする。 なお、自動車を使用した場合も同様に徴収しないものとする。
② 特別搬出入費	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合（階段やエレベーターによることが困難でクレーンを使用するなど）は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する費用を請求します。 なお、通常の搬出入の場合は、費用請求はしません。

5 販売費用、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 販売費用、その他の費用の請求方法等	ア 販売費用及びその他の費用の額の合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて、利用者あてにお届け（郵送）します。なお、当該福祉用具をお持ち帰りされる場合は、請求書は発行いたしません。
② 販売費用、その他の費用の支払い方法等	ア 販売した福祉用具と請求書の内容を照合のうえ、請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。

※ 販売費用及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- （1）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- （2）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- （3）福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- （4）特定福祉用具販売計画〔特定介護予防福祉用具販売〕は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
- （5）特定福祉用具販売計画〔特定介護予防福祉用具販売計画〕の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- （6）特定福祉用具販売計画〔特定介護予防福祉用具販売計画〕は、利用者に交付します。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者・担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	上野 貴士（虐待委員会委員長）
虐待防止に関する担当者	深井 鈴世（虐待委員会）

(2) 虐待防止委員会の開催

(3) 高齢者虐待防止のための指針の整備

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

8 ハラスメント対策について

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

暴言、暴力、嫌がらせ、セクシャルハラスメントは固くお断りさせていただきます。

職員へのハラスメント等により、病気や怪我を負った場合等、サービスの中断や契約の解除をする場合がございます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応について

(ア) 対応方法：サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(イ) 連絡先： 電話番号 _____
(対応可能時間)

(ウ) 主治医又は救急搬送先
病院名： 電話番号 _____
(対応可能時間)

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	居宅サービス・居宅介護支援事業者総合補償制度加入者証
補償の概要	介護業務を行う事業者が、業務中に他人の身体を傷つけたり、他人の物を壊したり、または利用者に過剰な経済的負担をさせたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負担しなければならない場合に、その賠償金などを補償します。

12 感染症や災害の対応力強化について

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、福祉用具専門相談員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施します。感染症が発生、又はまん延しないように次の措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

13 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- ① 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の実施ごとに、その販売日、種目及び品名、販売費用等についての記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 指定特定福祉用具販売サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 福祉用具専門相談員

氏 名 _____（連絡先： 072-220-0444）

(2) 販売予定の指定特定福祉用具の種目等および販売費用等

種 目	品 名	数量	介護保険 適用の有無	販売費用
販 売 費 用 合 計 額				円

(3) その他の費用

① 交通費の有無	無し
② 特別搬出入費の有無	無し

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため、必要に応じ訪問を実施して、状況の聞き取りや事情の確認を行う。

- 管理者は、専門相談員に事実関係の確認を行う。
- 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を迅速に連絡を行う。）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (株)モネ 中坊 裕之	所 在 地 大阪府堺市北区金岡町 707 番地 電話番号 072-220-0444 ファックス番号 072-220-2267 受付時間 9:00～18:00 (土日祝休み)
【堺市】 堺市長寿社会部 介護保険課	所 在 地 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 電話番号 072-228-7513 ファックス番号 072-228-7853 受付時間 9:00～17:30 (土日祝休み)
【堺市堺区の窓口】 堺区役所 地域福祉課 介護保険係	所 在 地 堺市堺区南瓦町 3-1 (本館 2 階) 電話番号 072-228-7477 ファックス番号 072-228-7870 受付時間 9:00～17:30 (土日祝休み)
【堺市中区の窓口】 中区役所 地域福祉課 介護保険係	所 在 地 堺市中区深井沢町 2470-7 電話番号 072-270-8195 ファックス番号 072-270-8103 受付時間 9:00～17:30 (土日祝休み)
【堺市東区の窓口】 東区役所 地域福祉課 介護保険係	所 在 地 堺市東区日置荘原寺町 195-1 電話番号 072-287-8112 ファックス番号 072-287-8117 受付時間 9:00～17:30 (土日祝休み)
【堺市西区の窓口】 西区役所 地域福祉課 介護保険係	所 在 地 堺市西区鳳東町 6-600 電話番号 072-275-1912 ファックス番号 072-275-1919 受付時間 9:00～17:30 (土日祝休み)
【堺市南区の窓口】 南区役所 地域福祉課 介護保険係	所 在 地 堺市南区桃山台 1-1-1 電話番号 072-290-1812 ファックス番号 072-290-1818 受付時間 9:00～17:30 (土日祝休み)
【堺市北区の窓口】 北区役所 地域福祉課 介護保険係	所 在 地 堺市北区新金岡町 5-1-4 電話番号 072-258-6771 ファックス番号 072-258-6836 受付時間 9:00～17:30 (土日祝休み)
【堺市美原区の窓口】 美原区役所 地域福祉課 介護保険係	所 在 地 堺市美原区黒山 167-1 電話番号 072-363-9316 ファックス番号 072-362-0767 受付時間 9:00～17:30 (土日祝休み)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地 大阪市中央区常盤町一丁目 3 番 8 号中央大 通 F N ビル 電話番号 06-6949-5418 ファックス番号 06-6949-5417 受付時間 9:00～17:00 (土日祝休み)

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府堺市北区金岡町 707 番地
	法人名	株式会社 モネ
	代表者名	代表取締役 小村 朋之
	事業所名	1 つの魔法
	説明者氏名	管理者 深井 鈴世

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご利用者様	住 所			
	氏 名			
代筆の場合の代筆者氏名 (ご利用者様との続柄等)			続柄	

代理人	住所	
	氏名	